

岩手県告示第492号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北農政局山王海葛丸農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

令和7年8月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 花巻市石鳥谷町地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年7月22日から令和8年2月27日まで
- 3 実施する公共測量の種類 2級基準点測量